

**+** 貨物概要

窓枠の溝と同じ断面を有する長さ約 6 m のアルミニウム製の型材。一定の長さに切断し、穴あけ等の加工を行い、窓枠の溝として使用するもの。

**+** 分類

関税率表第 7610.90 号（統計番号 7610.90-000）の構造物（窓枠）用に加工したアルミニウム製の型材

**+** 分類理由

横断面が全長を通じて一様な形状を有する成形製品であり、関税率表第 76 類注 1 に規定される「型材」に該当するものです。また、断面が特殊な形状に作られていることから、はん用性があるものではなく、窓枠用のみに加工されたアルミ型材と認められるため、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）